

東日本大震災に対処するための瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則をここに公布する。

平成 23 年 7 月 15 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 22 号

東日本大震災に対処するための瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年瀬戸市規則第 3 号）第 15 条第 1 項第 4 号及び第 18 条の規定の適用については、同号中「5 日」とあるのは「5 日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7 日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同条中「第 15 条第 1 項各号」とあるのは「第 15 条第 1 項各号（東日本大震災に対処するための瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則（平成 23 年瀬戸市規則第 22 号）の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成 23 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。